生徒指導だより 合和6年6月10日

みんな輝く

No. 2

(や) やさしい子

(ま) まなぶ子

た たくましい子

運動会のご協力ありがとうございました!

先日末に行われた運動会は、保護者の皆様のご協力により、成功の内に終了することができま した。子どもたちにとっても、素晴らしい思い出ができ、有意義な行事になったのではないかと 思います。







「スクールカウンセラー」相談について

茨城県からのスクールカウンセ ラー派遣で鈴木教夫先生が、また、 古河市からの派遣で内海祥子先生 が、それぞれ月に1回、本校を訪 問します。学校生活等に不安を抱 えている児童や保護者の皆様の相 談の機会としたいと考えています。 学校に登校できない、いじめ問題 や情緒不安定、対人関係の問題な どさまざまな悩みについて相談で きますので、希望がある方は、担 任までお申し出ください。

鈴木 教夫 先生	内海 祥子 先生
8:30~16:30	$9:30\sim11:30$
6月28日(金)	6月12日(水)
	7月10日(水)
9月20日(金)	9月11日(水)
10月18日(金)	10月8日(火)
11月15日(金)	11月26日(火)
12月13日(金)	12月23日(月)
	1月9日(木)
2月7日(金)	2月21日(金)
2月28(金)	3月12日(水)

遊び方を考えましょう!

最近、日が長くなって学校や東山田公園で遊んでいる子どもたちの姿が多くみられるように なりました。みんな元気にサッカーや鬼ごっこなどで遊んでいますが、帰宅完了時刻は午後5 時です。不審者の出没情報もありますので、安全のためにも帰宅時刻の確認をお願いいたしま す。また、自転車に乗る場合にはヘルメットの着用が努力義務となっております。ご家庭でも ヘルメットをかぶるよう、ご指導をお願いいたします。

いじめゼロをめざして

いじめは、早期発見・解決が重要ですので、年に複数回のアンケートを実施します。ご家庭 でも次のチェックシートを実施し、お子さんの様子に異変がないか、確認してみてください。

【いじめられている可能性のある子の危険信号(家庭)】

- ・帰宅後、ぐったり座り込む。
- ・持ち物や学用品類がなくなったり、壊されたりしている。
- ・理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。
- ・理由のはっきりしないあざやけがなどがある。
- ノートやランドセルなどに落書きがされている。
- ・家族との会話が減ったり、学校の話題を意図的に避けたりする。
- ・他の子のいじめの被害を話題にする。
- ・ささいなことで怒ったり、家族に八つ当たりしたりすることが増えた。
- ・登校時間になると、体調不良を訴えることがよくある。
- ・家庭から金品を持ち出したり、必要以上に金品を要求したりする。
- ・友達や学級の不平・不満を口にすることが増えた。
- ・これまで仲のよかった友達との交流が極端に減った。
- ・友達からの電話に出たがらなかったり、遊びの誘いを断ったりする。
- ・携帯電話やインターネットに神経質に対応している。

八俣小では「いじめをなくそうナビ」を作成し、全児童に配付しました。6年生の学級委 員が、「いじめは友達の心と体を傷つける行為であること」「いじめは許されない行為である こと」「みんなの力を合わせていじめのない学校にしていきたいこと」を全学級に伝えました。 また、各学級でも「八俣小からいじめをなくそう!」と話し合いました。

いじめをなくそうナビ

いじめがない

学校(がっこう)にするための 10の約束(やくそく)

①ひとりひとりが「<u>いじめをゆるさない」</u>と いうきもちをもちましょう。

②ともだちの「よいところ」にきづきましょう。 そして、よいところを教(おし)えてあげましょ

③ともだちが、だれかをからかうなど、わる いことをしたら、勇気(ゆうき)をもって注意 (ちゅうい)しましょう。

④おおぜいで、ともだちをせめることのな いようにしましょう。

⑤みんなのために、係活動(かかりかつと う)や委員会活動(いいんかいかつどう)を がんばりましょう。

⑥学校行事(がっこうぎょうじ)などでは、 んなでカ(ちから)をあわせましょう。 ⑦授業中(じゅぎょうちゅう)は真剣(しんけ

ん)にがんばりましょう。ふざけている人(ひと)がいると、いじめがおきやすくなります。 ⑧授業中(じゅぎょうちゅう)、わかるまでが

んぱりましょう。途中(とちゅう)であきらめて しまうと、もったいないです。

⑨道徳(どうとく)や学級活動(がっきゅうか つどう)で、いじめをとりあげるときは、自分 (じぶん)のこととして、かんがえましょう。

⑩インターネット(SNSも)のいじめもゆるさ れません。場合(ばあい)によっては、たい 、おおきな問題(もんだい)になります。

いじめとは… ともだちの心(こころ)や体(からだ)をきずつけることを いじめ」といいます。いじめた人(ひと)が「このくらい平気(へいき)だろう」と おもっていても、いじめられた人(ひと)はたいへんきずついているかもしれず、 それも「いじめ」になります。ネットでの悪ロ(わるぐち)もいじめです。



いじめの法律(ほうりつ)について ○「いじめ」は、いじめる人(ひと)もいじめられる人(ひと)も、心(こころ)や体 (からだ)にたいへんわるい影響(えいきょう)をあたえます。 〇法律(ほうりつ)には「いじめをしてはならない」とあります。 ○いじめがひどい場合(ばあい)は、いじめた人(ひと)は警察(けいさつ)に つれていかれたり、学校(がっこう)にいくことができなくなったりします。

みんなで「いじめ」をなくさなくてはいけない理由(りゆう ・いじめは、いつでも、どこでも、だれでも、おきることがあります。

いじめは、人をとても傷(きず)つける、けっしてゆるされない行為(こうい)です 先生(せんせい)たちも、けっしていじめをゆるしません。 いじめは、こっそり、かくれておこなわれることが多(おお)く、たいへんひきょう

な行為(こうい)です。
・だれも、いじめられていいはずはありません。いじめられる人(ひと)に責任 (せきにん)はありません。

・いじめは、ひどい場合(ばあい)、警察(けいさつ)に、つれていかれたり、学校 (がっこう)にいくことができなくなったりするかもしれません。 いじめは、いじめられた人(ひと)、いじめた人(ひと)のおうちの人(ひと)も、 たいへん苦(くる)しめることになります。 ・いじめは、みんなのカ(ちから)をあわせて、なくさなくてはいけない問題

それでも いじめがおきたら 7の約束(やくそく)

Dともだちが、いつもとちがうときは声(こ え)をかけよう。 「どうしたの?」

②いじめは、「ふざけっこ」の中(なか)でもお きることがあります。 いじめになってしまうかも…」とおもったら すぐにやめよう。

③「もしかしたら、いじめかも…」とおもった。 「それは、いじめだよ」と注意(ちゅうい)する か、すぐに<u>先生(せんせい)にしらせよう</u>。 ・しつこい ・さわる、だきつく ・からかう ・ひやかす 手や足でたたく、ける

勇気(ゆうき)をもって、とめましょう。 「いじめはいけないよ」

そして先生(せんせい)にもしらせよう。 ⑤もし、とめることができなかったら、すぐに

先生(せんせい)にしらせよう。 ⑥授業中(じゅぎょうちゅう)、ふざけている

人(ひと)がいたら、注意(ちゅうい)しましょ

「勉強(べんきょう)、がんばろうよ」

⑦インターネット(SNSも)で、いじめをみつ けたら、すぐに先生(せんせい)に相談 (そうだん)しましょう。



※ いじめや偏見等に悩んだ場合には、下記の各種相談窓口をご利用ください。

・いじめ・体罰解消サポートセンター(県西) 0296-22-7830
 ・24 時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310
 ・新型コロナこころの健康相談電話 050-3628-5672
 ・チャイルドライン 0120-99-7777
 ・子どもの人権 110 番 0120-007-110
 ・いのちの電話 0120-783-556



事件・事故にあわないように指導していきますので、次のことを参考にして、ご家庭でも話 合いをお願いいたします。

帰宅時間を守っているか
ゲームなど高価なものを持って遊びに行っていないか
違う学年や中学生と遊んだりしていないか
ゴミを持ち帰っているか
自転車で、学校のグラウンドや東山田公園の野球グラウンドを乗り回していないか
川や沼で子どもだけで遊んだりしていないか
お金や物の貸し借りをしていないか